

普通選挙運動における「独立の生計」

— 憲政会総務・関和知の立場 —

河崎吉紀

一 はじめに

本稿の目的は、普通選挙法案において憲政会が課した「独立の生計」を営む者という条件が、いかに党内の足並みを乱れさせ急進派を追放するにいたったのか、その過程を明らかにするものである。ここでは、憲政会総務・関和知の政治活動に焦点を合わせる。彼は幹部と急進派、双方のあいだに入って交渉に努めた。

総裁の加藤高明は普通選挙に懐疑的であり、一九一九（大正八）年一二月に幹部会で「独立の生計」を営む者という条件をつけた。実施時期も一九二五年以降の総選挙とした。岡義武によれば、この実施時期をめ

ぐって党内に激しい対立があったという。そして、「普通選挙がもたらす政治的变化について見通しが立たず、その点でふかい不安を抑えることができなかった」と加藤の心情を捉えている^(一)。「独立の生計」を営む者という条件は世帯主と同居している者や、学生には選挙権を与えないという制限であった。

憲政会内の急進派は普通選挙にこうした条件をつけず、ただちに実施するよう求めたが、一九二〇（大正九）年一月、憲政会の普通選挙法案は「独立の生計を営む二五歳以上の男子」ということに決定した。奈良岡聰智は、続く第一四回総選挙で、「憲政会は、党内に普選への忌避感がまだかなりあったため、党を挙げて

普選を掲げて戦った訳ではなかった」と記している⁽¹⁰⁾。実際、この時期まで幹事長を務めた関和知の政治演説は、内政より外交に内容の偏りがあり、彼自身『普通選挙』と題する著書を發表していたにもかかわらず、その主張を前面に押し出すことができていた⁽¹¹⁾。

政友会に選挙で敗れた加藤高明は、ようやく各地の演説で「普通選挙」を積極的に訴えるようになる。とはいえ、一九二〇（大正九）年二月より始まる第四四議會で、憲政会は依然として「独立の生計」を営む者という条件を普通選挙法案に課し続けた。奈良岡聰智は「尾崎、田川大吉郎は無条件普選案への転換を迫ったが、党内の大勢はまだその時期ではないと見ていた」と記している⁽¹²⁾。尾崎行雄と田川はその後、憲政会を除名され、急進派の一人、島田三郎も脱党してしまふ。結論から先に言えば、このとき幹部は積極的に彼らを追放したのではなく、なんとか妥協点を見出そうと交渉を重ねていた。本稿では憲政会総務・関和知の政治活動を中心に、意図せざる結果として、急進派

の一部が憲政会を離れるにいたった過程を検討したい。

二 憲政会幹部の苦衷

(一) 普通選挙法案と内閣不信任決議案

第一四回総選挙で政友会に敗北を喫した憲政会は、改選後の議會を前に、一九二〇（大正九）年六月二七日、臨時大会を開く。これに先立ち、午前一〇時より議員と評議員の連合会が招集され、約一五〇人が出席した。関和知は幹事長として開会の挨拶を述べた。宣言、決議が満場一致で可決されると、午後二時からの臨時大会へ臨んだ。翌日は午後二時から本部で議員總會が催され、総裁の加藤高明は院内総務として武富時敏、下岡忠治、本田恒之、そして関和知を指名した。幹事長の後任には小泉又次郎が就いた。

七月一日、憲政会は普通選挙法案を提出した。提案者は武富時敏、下岡忠治、関和知ら八人である。開院式後、ただちに提出したが国民党とほぼ同時であり、

小山松寿を代表に抽選させたところ、憲政会が勝つて「之で我党が率先して普選案を出したことになる」と喜んだ^(五)。

ところが、七月一二日の『東京朝日新聞』に「普選案の不意打ちにノ大間諜つきの野党」という見出しが載つた^(六)。一七日のはずであつた法案の工程が一二日に繰り上げとなつて、野党側が慌てたのである。その前日、午前十一時に川崎克が本部に駆けつけ、幹部らに電話をかけまくつたが日曜日のため、なかなかつかまえることができなかった。ようやく電話口に出たのが関和知であつた。川崎は「一体全体明日の普選をどうするのだい、本部には給仕の外誰も来て居ない、之ぢやまるきり仕様がないぢやないか」と当たり散らした^(七)。そうこうしているうちに、本部にも人が集まり始めた。地方へ遠征中の代議士に電報を打つて呼び戻すなど大騒ぎとなつた。ともかく、普選案の説明者は下岡忠治と決めて、明日、七月一二日に緊急で代議士会を開き作戦を立てる手はずとなつた。

一方、内閣不信任決議案も準備されていた。七月八日、憲政会と国民党が協調し、武富時敏、浜田国松、下岡忠治、本田恒之、古島一雄、そして関和知の六人が連名で提出した。七月一〇日に上程される予定であつた。理由書には、原敬内閣は普通選挙を拒み、不当な解散を断行して、経済は混乱、外交は列強に侮られ失政続きであると記されていた^(八)。

七月一〇日、日比谷一帯には非常警戒線が引かれ、緊張した雰囲気が漂つていた。傍聴希望者が続々と議事堂に押し寄せてくる。堂内は満席、熱気に溢れていた。負けるとわかつていても、人々は憲政会、国民党の現内閣弾劾の決議案をめぐる議論を聞きにやつてきた。本会議は午後一時九分に開始された。

冒頭、武富時敏が内閣不信任の理由を述べる^(九)。二年近くになる原敬内閣で、国家のためになることは一つも行われていない。ただ政党の拡張にのみ利用されている。「例へば鉄道の如き、或は学校の如き、或は港湾の如き、或は道路の如き」ものである。党勢拡張の

ため、こうした事業だけは怠らなかつたと皮肉をいうと、拍手と「ノウ〜」という叫び声が混じり合い、時代が要求している普通選挙に政府は反対していると述べると、「武富老いたり」「下れ」などと罵声が浴びせられ、議場は騒然となった。

政友会からは大岡育造が出て反駁する。内閣改造には二つの方途があり、一つは普通選挙、もう一つは解散であり、政友会は後者を選んだと説明した。ここで、おそらくは三木武吉が野次を飛ばし、「何人に可否を問ふのだ」と叫んだ(一〇)。それに対し、「やかましい」「武吉黙れ」などという声があがる。普通選挙を弾劾の理由にしているが、それが時代の要求かどうかは国民に聞いてみるがよいと大岡は開き直り、さらに尼港問題に発言が及んで議場は大混乱となった。大岡が「沿海州を占領したる今日に在つては、切めて此始末を完全に著けて、英霊に慰安を捧げる」と発言すると、議場からは沿海州を占領した事実などないという指摘が飛び、「取消せ〜」と高田稔平などが騒ぎ出した。「老

ぼれて間違へては困る」という声があがった。ついにしびれを切らした三木が、議事進行について動議を提案し、大岡に訂正を求めた。大岡は「私は沿海州と申した、それは古い沿海州で、今日のものを指すのでありませぬ」と言い訳をした。

その後、国民党を代表して浜田国松の登壇があり、政友会からは林毅陸が出て現政権を擁護する演説を行う。いよいよ、関和知の出番となった。「現内閣なるものは、此世界の大大勢に順応するの能力なく、人道に基き、公平正義の理想目的を實際政治の上に実現すると云ふ上に於て、全く低級無能力の実を示して居るのであります」と弾劾すると(一一)、議場は「ヒヤ〜」「ノウ〜」という声で盛り上がった。普通選挙法案に暴言を加え拒んだことは、現内閣がいかに時代の大勢に暗いかを示している。首相の原敬は普通選挙が社会の秩序を脅かすというが、この法案の説明者である島田三郎君の説明のどこからそのようなことをくみ取れるのか、「無識から来た所の恐怖」がそうさせたのか。も

しそうでないなら、特権階級を擁護しているのではないかと関和知は追及した。先の議論でも、大岡育造や林が普通選挙について大いに弁明したが、なぜ前議会ですれを行わず不当な解散に持ち込んだのかと批判の手を緩めない。「議論を盡さしめず、議論を徹底せしめず、議院規則を無視して正式の採決をなさしめずして、突然総理大臣が現れて、自分の思ふ勝手の理屈を並べて、直ちに詔勅の奏請を願つて解散と云ふことの挙に出たと云ふことは、余りに此問題に対して不深切ではないか、余りに此議會を弄ぶものではありませぬか」。小選挙区のおかげで政友会は多数を選出したから、普通選挙を議論してももう安心だというのは女々しきものである。ここで普通選挙に反対なのは輿論であるという理屈は、「余りに卑怯」であると関和知は憤りを隠さない。

次いでまずは経済政策に移る。大戦後の不景気はやむを得ないという答弁では納得できない。なぜなら、経済的的反動が来ると浜口雄幸が予想し、政府の計画に

は無理があると指摘したとき、大蔵大臣は支障はないと答えていたからである。こうした楽観論を散々振りかざしておき、われわれの意見は悲観的と嘲笑していた。ところが、二月に議会が解散されると、三月には大反動が起こった。「不景気は何れの空を吹く風であるかと言はぬばかりに、大平楽を唱へて居たのは何事である」と関和知は大蔵大臣を叱責し、議場からは盛大な拍手が湧き起こった。

外交問題についても、政府はすべてにおいて機宜を誤り、「帝国の国威国権の上に、拭ふべからざる所の損失を被つて居る」と非難する。パリ講和会議で日本が議論から閉め出されたこと、尼港において居留民を保護できなかったことなどを厳しく追及し、なかでも林毅陸がシベリア撤兵に反対のような発言をしたと、現政権の考えと矛盾する点を指摘すると議場は騒然となった。関和知は、シベリアの発展に寄与するとしても「兵力を以て西伯利内地に臨み、剣を以て、血を以て、将来発展の地を造ると云ふのでありませぬ」と述べ、

政友会は盛んに「ノウ／＼」と否定の声を議場に響かせた。

さらに、選挙の結果として多数を誇る現内閣は、輿論の基礎の上に立っていると自慢して、二八〇の多数をもって決議案を否決するつもりであると述べた。議場からは「何を馬鹿なことを言ふ」「黙れ」などの叫び声が上がリ、またしても騒然となった。関和知が「此多数なるものが、果して天下の政治を蹂躪することが出来まするか」と問いかけると、「何を言ふ馬鹿なことを言ふな」とさらに野次が飛ぶ。

関和知は引き下がらない。原敬も大戦後に国民思想が悪化していると貴族院で述べた、その原因は「政治が正義を離れて行はれ、其国の政治が公平を失ひ、其国の当局者が、人道に対する所の当局者が、人道に対する所の理解を欠いて居る」からではないかと批判すると、もはや議場も収まらず、「議長議長」と連呼する者、「何を言ふのだ」「煽動々々」と叫ぶ者が多数となり大混乱に陥った。関和知は、無能にして失政を重ね

た現内閣を国民の名において弾劾すると大声で宣言して降壇した。

そこへ「天下無敵の野次將軍」三木武吉が乱入する(二)。議事進行について議長に動議を提案し、大岡育造が沿海州占領と言った言葉尻を捉えて再度、取り消しを求めた。もし「古い沿海州」などと言いつくすのなら、そこにはハバロフスクも含まれるがよいのかと三木はつめ寄った。議長の奥繁三郎はそれでも、議事の進行に関係がないと言ったため、議場はまたしても騒然となり、三木の声はかき消され聴取することもできない状態となった。

奥繁三郎は、議場の混乱と三木武吉の叫び声を無視して、首相に登壇の指示を出す。原敬は登壇するも、「議長横暴」などの声が小泉又次郎あたりからあがり、原も「政府の所見を述べたいのであります」と言ったものの、議場の混乱はまったく収まらず、壇上で立ち往生を強いられた。「憲政側の野次は益盛んとなり白扇を叩き地団駄踏んで議場全く混乱の巷に化す」という

状況であつた^(一三)。原もやむを得ず降壇、拍手喝采を浴びせかけられた。奥は議長席で仁王立ちとなり、必死の説得を試みるが治まらない。「諸君何故聴かないのであるか、諸君は……」と言いかけた奥の声は、「議長横暴」などの声にかき消された^(一四)。やむを得ず、休憩を宣言して奥は口をモグモグさせながら退場してしまふ。原も呆然として退場し、こうして、午後四時五九分、休憩に入つて騒ぎはようやく収まつた。

とはいえ、憲政会の樋口秀雄、小山松寿らは怒気むき出して議長室へ押しかけ、休憩を宣言した議長に詰め寄つた。奥繁二郎も三木武吉を訪ねて話をつけ、結果、休憩後に大岡育造は発言を撤回することになった。他方、決議案は投票総数四二八、可とする者一四五、否とする者二八三で否決された。翌日の『東京朝日新聞』には「首相立往生的一幕で下げた溜飲／野軍の奇襲に狼狽た絶対多数党」という見出しが立つた^(一五)。

(二) 納得できない「独立の生計」

憲政会は一九二二（大正一〇）年一月一〇日午前一時、幹部会を招集し、午後一時から幹部と幹事の連合会を開いて普通選挙法案を協議した。いまだ「独立の生計」という方針は維持されたままである。翌日午後二時から臨時政務調査総会が行われ、「独立の生計」について、その範囲を中心に江木翼が説明を試みたが、質問続出してやまず、修正案が検討される事態となり、それらをふまえたうえで、なんとか原案を可決へ持ち込んだ^(一六)。

しかし、田川大吉郎と大竹貫一は「独立の生計」という条件に納得できなかった。彼らは憲政会の普選案を再考するため、尾崎行雄、島田三郎を交えて協議を行った。一方、幹部側も一月一三日に会合をもち、幹事長の小泉又次郎を菊池良一など急進派の元へ派遣して、調整を試みていた^(一七)。

関和知は元日発行の『日本及日本人』に、「苦楽を超越したる禅味羨むべし。唯凡物の吾々には門松をくぐる毎に身のまゝにならず、世の思ふにまかせぬ事多

きに目出度もなし目出度も無しと歌ひ度くなる、左ればとて冥途の旅を厭ふにも非ず、向上一路甚だ遅々たるを悲むのみ」という感想を漏らしていた(一八)。これは、特集「門松は冥途の旅の一里塚／目出度もあり目出度もなし」への回答である。党内に亀裂が走り、関和知は落ち着かない新年を迎えていた。

一九二二(大正一〇)年一月一四日、急進派は尾崎行雄、島田三郎を中心に丸の内の中央亭に協議の場を設けた。関和知も参加した。尾崎は憲政会案にも他派の案にも署名せず、第二読会で採決にいたれば賛成すると述べ、歩みよりの可能性を示した(一九)。院内総務の関和知と幹事長の小泉又次郎はこの結果を幹部に伝え、了解を得ようと画策し始めた。

関和知の態度は妥協であった。彼は会合で次のように述べている。「此の席に於て独立の生計に関する論議は避けたい云ふ迄もなく独立の生計なる文字は宜しからず予は最初此の文字を置く事に反対したるも今や党議となりたれば余儀なく之に従ふのみ」(二〇)。ただ、

こうした問題は第二読会に入ってから話し合われることなので、憲政会としての普選案に署名してほしい。

第二読会に入れば尾崎の考えに力を貸したいので、「小節を捨てよ」党議に従ってほしいと説得を試みた。結局、協議会は平島松尾、川崎克、岩佐善太郎の三人を委員に選び、幹部と交渉させることになった。

翌日、平島松尾、川崎克、岩佐善太郎の三人は正午より憲政会本部を訪れ、箕浦勝人、早速整爾、下岡忠治、小泉又次郎、そして関和知といった幹部らと会見した。彼らは「独立の生計」という条項を削除すべきだと反省を促し、それが不可能なら党議によって拘束しないよう求めた。幹部側は「幹部の苦衷も察せられなく」と述べ、幹部会にて検討すると返答した(二一)。

そこで、午後二時から浜口雄幸や安達謙蔵も加え、改めて幹部会を開き話し合った。しかし、解決策は見つからず、「変通の途を講ずる」ことを申し合わせた。午後六時に散会した(二二)。

続いて、憲政会は一九二二(大正一〇)年一月一七

日、午前一〇時半より院内総務会を開いた。安達謙蔵、箕浦勝人、下岡忠治、早速整爾、小泉又次郎、そして関和知が出席した。党議で決定した普選案に尾崎行雄、島田三郎らが署名しないことを許すか、それとも憲政会より除名すべきかが話し合われた。『読売新聞』の報じるところによれば「党議を蹂躪する者に対しては人事の限りを盡して円満解決に努力し而かも尚ほ万已むを得ざる場合には遺憾ながら涙を揮つて馬謖を斬る」という方針であるという^(三)。なんら妙案も思いつかないまま、ともかくこの件は院内総務に一任することになり、関和知、箕浦、下岡、早速は相談のうえ、加藤高明に累を及ぼさないよう解決することを申し合わせた。そこで同日午後三時に、関和知ら院内総務は加藤高明の私邸を訪れた。そして、普選案に除外例を許すかどうか、院内総務会で決定することを加藤高明に伝え同意を得た。本部に戻って協議したうえ、再び午後六時より最高幹部会を加藤高明の自邸で開催する。食堂で晚餐を共にしたあと、第四四議会に向けた政策

を協議し、さらに普選案について夜の十一時まで話合った。

一月一八日午後二時半、院内総務の関和知、下岡忠治、早速整爾、箕浦勝人と、急進派から派遣された調停委員である平島松尾、川崎克、岩佐善太郎が本部で会見し、憲政会の普選案に署名をしないと同時に他派の提案にも署名しないという覚書を交わした。その後、午後三時に、関和知を含め院内総務四人が提案者となり、憲政会の普選案はようやく衆議院へ提出された。

関和知は、国内外に重要な問題が山積みしていると、党内で紛争を起こして陣容を乱すことは野党として責任を問われることであると考へた。そもそも急進派と幹部は普選を成立させるといふ点では一致している。内容の一部に意見の相違があるにすぎない。だから「党規を以て処分を余儀なくするが如き性質のものに非ず」と考へていた^(四)。第一読会で賛成を表明してくれるのであれば、提出の際に署名がなくてもよい。「挙党一致現内閣に対し堂々対戦するの策」に出る

べきである(一五)。

翌日、一九二一(大正一〇)年一月一九日の早朝、交渉委員が品川の尾崎行雄邸に足を運び、覚書を持って行った。しかし、尾崎は覚書など無意義であると述べ、院内総務たちの苦心に理解を示した(一六)。午後になつて急進派は本部において会合をもち、調停委員の説明を聞いたが結論は出なかった。同日、午前十一時から関和知は憲政会の相談役会に出席したあと、午後一時から本部で政務調査総会に加わつた。ここでは加藤高明総裁のほか尾崎、武富時敏、若槻礼次郎、浜口雄幸ら幹部とともに五〇余名が出席している。宣言、決議、政策が議題として話し合われた。

そして四日後、一月三日の正午より憲政会は院内で代議士会を開く。その席上、尾崎行雄は、出席議員の三分の二以上の同意をもつて党議は決定すべきと提案した。一月二五日、憲政会は午前十一時より本部にて幹部会を開き、関和知も出席する。そこで一月二三日の尾崎の提案について意見を交換した。いずれ尾崎

自身と懇談し、意見が合わなければ議員総会に諮るという手筈になつた。一月三〇日午後二時、普選案をめぐる一連の党議問題について、院内総務を代表して関和知が尾崎と会見した。幹部会で協議中であるが反対意見も少なくないことを伝え、ただちに決定せず慎重に検討してはどうかと説得し、尾崎もその方針で了承した(一七)。

若槻礼次郎は「加藤総裁の意見は、選挙権の拡張には賛成であり、納税の制限を取ることにはもちろんいいが、ただ独立の生計を営むということは必要である。全然独立の生計を営まん者にまで、選挙権を持たせるのはいかんというのであつた。加藤という男は、いったん自説を定めると、容易に人に譲らない。(省略) 党员の大多数は、もうここまできては、純然たる普選で進む外はないというので、この総裁の独立生計論をめぐつて、長い間かなり「たごたした」という回想を残している(一八)。しかし、憲政会内の「独立の生計」をめぐる紛擾は、もはや「たごた」で済まされるよう

な事態ではなくなりつつあった。

(三) 尾崎行雄、田川大吉郎の反乱

一九二一(大正一〇)年二月三日、午後一時三五分より衆議院本会議が始まった。憲政会、国民党が普通選挙法案を出す日である。雪の降るなか、傍聴席は満席、警視庁は総出で警備にあたっていた。まず、国民党の普通選挙法案が関直彦より説明され、政友会の多数によって即決否決された。その後、憲政会の「衆議院議員選挙法中改正法律案」は予定どおり、旧院内総務である関和知、箕浦勝人、早速整爾、下岡忠治の四人から上程され第一読会にかけられた。説明者として関和知が代表して登壇することになった(九五)。

冒頭、関和知は「先刻国民党の関直彦君に依つて提案せられ、且つ説明せられたる所の案と根本に於て其主張を一にする所の世に所謂普通選挙の案であります」と述べた。この提案がいかなる運命にあるかは予想できざるが、「叫びに叫び、戦に戦つて、最後に政府並に与

党諸君の覚醒を促し、反省を求め、終に吾々の主張に屈伏せられるに至る迄は、飽迄叫び且戦ふべき所の責任を吾々は自覚して居るものであります」と宣戦布告した。

改正案は納税資格を撤廃し、年齢を二五歳以上の男子、「独立の生計」を営む者に選挙権を与えるというものである。すでに第一二議会るとき伊藤博文が改正案を提出している。地租一五円の納税資格を五円に、所得税や営業税は三元に引き下げるというものである。この伊藤博文の改正案を盾に関和知は議論を展開する。伊藤には普通選挙への理想があつたに違いないと述べ、原敬内閣がそれを過激思想の表れであり、国家の基礎を脅かすものであるというなら、伊藤は「其低級にして其固陋なる点に向つて、憮然として呆れ、潜然として或は涙を流すではなからうか」と関和知は皮肉交じりに政友会を批判した。

また、原敬は世界の五大国に日本が加わつたと得意になり、国民にもその自覚を求めたが、政治に参加す

る権利は国民に与えようとしな。昨年度の予算を見ると、国費は膨張し国民の負担は増える一方だが、国民の理解、承諾は得られているのだろうか。国民を政治に参加させ、協力を得ることは立憲政治の常則であると関和知は語った。

そして、普通選挙が階級を壊し秩序を脅かすという原敬の言い訳に反論し、もし世の中に階級が必要とされているなら、普通選挙が導入されても消滅することはないだろうと述べた。アメリカやイギリスでは労働運動やストライキが頻発している。選挙権を拡大しなければ、ドイツ、ロシアの運命を辿っていただろう。また、普通選挙の導入は対外的にも重要である。欧州戦争のとき、カナダ在住の日本人は、義勇兵として戦場に活躍したが市民権は得られなかった。その理由は、本国日本において彼らが選挙権をもっていなかったからである。

関和知はここで国内へと焦点を移し、政友会の四大政綱を批判する。そして、選挙で多数を占めたのだから、

ら、国民は普通選挙に乗り気でないという主張は憶測にすぎないと切り捨てた。われわれ議員は国政について遺憾なく意見を述べることができるが、「国民の言論若くは集会、思想の自由と云ふものは、確に苛酷なる所の圧抑の下に在るのであります」と指摘し、言論の自由が圧迫されていると訴えた。原敬および政友会は心を改めて、この普通選挙法案を採用してほしいと要求し、関和知は一時間三〇分にわたる大演説を締めくくった。

ここで憲政会の田川大吉郎が議事の進行について発言を求めた。田川は「憲法第三十九条に、両議院の一に於て否決したる法律案は、同会期中に於て再び提出することを得すと明確に規定してあります」と指摘し、関和知の説明は国民党の提案とまったく同一であり、国民党案が先に否決されているのだから、憲政会が同じ内容を提案するのは憲法違反にあたると疑義を訴えた三〇。憲政会側はこの味方の不意打ちに驚愕し、口々に怒りの声をあげ「ノウ〜」の叫びが嵐のごとく湧

き起こった。

議長の大繁三郎は「判りました——もう要旨は判りました、説明致します」と田川の発言を遮ろうとする。しかし、田川は「御待ち下さい」と述べ強引に発言を続け、このままでは衆議院が取り返しつかない失態に陥る、ゆえに議長において匡正すべきであると強く要求した。

議長はその主張に反論する。国民党案と憲政会案では、改正すべき箇条に相違がある。関直彦と関和知の演説は要旨において似たところがあるけれども、それは演説者の自由であり、改正案そのものに相違点がある以上、憲法違反にはあたらないと奥は説明し、むしろ関和知、延いては憲政会を擁護する立場をとった。

ところが、ここで尾崎行雄が発言を求め、納税資格を撤廃するという点について、国民党案も憲政会案も同じだろう。すでに国民党案の決は採つてあるのだから、やはり同じ内容を再度審議することになると田川大吉郎の主張を擁護した。「斯様な事は是は議事上許

すべからざる事であります」と発言し、議長の判断は絶対に間違っていると断言した。憲法違反の議事に参加することはできないと尾崎は述べ、よつて改めよと自席から和装姿で叫び、大繁三郎に田川の主張を認めるよう迫った。

議長の奥は引き下がらない。「実質の上にて於て相違の点がありますから、議長の意見として討論に移ります、採決の方法は採決の際に諮ります」と述べて、尾崎行雄の要求をはねつけた。尾崎も再び食つてかかる。「既に終結せられたる事を、更に討論に付すると云ふことでありますか」と追及した。奥は「それは違ふ点をやります、討論は同一の討論をされましても、敢て干渉致しませぬ」と突っぱねる。その後も、尾崎はすでに決着した議題であり、再び議論するのは憲法違反だとしつこく議長に食いがつたが、奥は尾崎の主張を認めなかった。そして、関和知の演説に対する質疑に入った。

三木武吉、山道襄一ら少壮議員たちは齒を食いしば

って痛憤し、もし幹部がこの事態を許すのであれば我慢ならぬと、議場から火の玉のごとく飛び出してきた。

ここで蒙古王の異名を取る無所属倶楽部の佐々木安五郎が出て、憲政会案にはなぜ全員の署名がないのかと質問した。尾崎も田川も「独立の生計」という条件に異論があると聞いている。「尾崎君田川君からも此壇上に於て釈明をして貰ひたい、どう云ふ立場でござるか、どう云ふ事をしてござるか、それを承りたい」と要求し、暗黙の了解を破つて憲政会を窮地に追い込んでしまふ。国民党の関直彦はサッサと議場から逃げ出した。

憲政会側は顔色を失い、中野寅吉が「そんな質問があるか」と狂つたように叫び、政友会からは盛大な拍手が湧き起こつた(三三)。田川が「弁明します」と告げて登壇した。「独立の生計」という条件には疑いをもっている。そのために同じ憲政会に属していなながらも、「独立の生計」という点について進んで賛成すること

ができずに、このような「奇態なる立場」に陥りましてと告白した。憲政会は早晩、私たちの意見を容れる時期に達するだらう。それでも、一つの問題だけを取り上げて党を脱すべきとは思っていないと田川は釈明した。大臣席の原敬は「押へ切れぬ微笑を刻んで」この事態をただ見守つていた(三四)。

その後も、永井柳太郎が一身上の弁明を行うなど、本来の質疑応答とは関係のないやり取りが続き、ようやく関和知の普選案説明に対する質疑が再開される運びとなつた。その後、中西六三郎の長い反対演説が展開され、古屋慶隆による賛成演説があり、討議終結の動議が岩崎勲より出されて終結し、採決となつた。

ところが、議長の大野寅吉がすでに否決された国民党案と同じ簡条を読み上げ、逐条審議のような形をとるうとして、また揉めて、議場からは「ノウ〜」「間違つて居る」という声があがり騒然となる。三木武吉が一つの法案として採決せよと求め、岩崎勲もそれに同意の声をあげ、一つ一つの簡条について確認すると

いう奥の提案は撤回され、なんとか投票へと漕ぎつけた。

このときすでに尾崎行雄、島田二郎、田川大吉郎、添田飛雄太郎ら憲政会の急進派は退席していた。投票総数三八四、可とする者一三五、否とする者二四九で、憲政会の普通選挙法案は第二読会へ進むことなく潰えた。この日の本会議は午後七時五十分で散会となった。

『読売新聞』には「和知氏の方が、若いだけに潤ひもあり、思想もあり、熟練もあつた」と関和知の演説は評価されている^(三三)。とはいえ、演説のできればどころの騒ぎではない。幹事長の小泉又次郎は顔面蒼白になり「打ち殺せツ」と叫び、三木武吉も田川大吉郎と尾崎行雄を処分しないならわれわれが脱党するとして息巻いた^(三四)。

憲政会幹部はともかく集まり、尾崎と田川の処遇について協議した。三木武吉、山道襄一らの怒りの声と、武富時敏、箕浦勝人らの沈痛なつぶやきのなか、結論としては、憲政会案に意見を述べるならば、院内総務

に一言あつてしかるべきであり、なんらの通告もなく違憲との発言があつたことは党の秩序を乱したので、相当の処分が必要だろうということになつた^(三五)。ただちに議員総会を開き、田川大吉郎を除名し、尾崎行雄は田川に追隨しただけであるとして除名の勧告を行うという三木の提案が採用された。

関和知はその後も残つて幹部会に出席し、除名の手続き、除名勧告の段取りを話し合つた。安達謙蔵と下岡忠治が、その夜のうちに加藤高明の私邸を訪問して報告することになつた^(三六)。そして、一九二二（大正一〇）年二月四日の早朝、安達と大津淳一郎は尾崎行雄の自邸を訪ね、話し合いの経過と結果を陳述した。しかし、尾崎は脱党の勧告に応じなかつた。

同日午後四時、憲政会は本部で幹部会を開き、尾崎行雄を除名処分とすることを決定して、その旨を郵送した。翌月、急進派の一人である島田三郎の離党も問題となり、三月二日午後、借楽園で開かれた憲政会関東会において協議され、島田を引き留めるべく代表

者を出して説得することとなった。翌日三月二三日に
関和知、高田耘平、鈴木久次郎の三人が午前九時から
島田のもとを訪れた。しかし、結局、引き留めること
は適わなかった。関和知は院内控室に戻り、その顛末
を報告している。正午から開かれた代議士会では告別
の辞が述べられたが、離党しても島田とは協調を保ち
たいと箕浦勝人は希望を述べたのである^{三七〇}。

三 普選の前に国民教育を

(一) 秕政百出の原敬内閣

それでも関和知は前へ進まねばならない。一九二一
(大正一〇)年二月一六日、憲政会、国民党、無所属
倶楽部の三派連合で内閣不信任案を提出することが決
まった。関和知も提案者の一人に名を連ねた。決議案
「衆議院は現内閣を信任せず」は、二月一九日の本会
議で争われることになった。当日も数多くの傍聴者が
議事堂へとつめかけた。

まず、武富時敏が説明にあたる。現内閣は国内外の
政策を誤っている。その失政の原因は党派の拡張を優
先し国家の利害を顧みないことにあると主張した。「高
声に」「ノウ〜」など政友会の野次で議場は騒然とな
った。議長の大奥三郎が「武富君は過日来御病氣であ
ったやうです、敬意を払って静に御聴下さることを望
みます」と注意を促すも、政友会は叫び声を上げ妨害
し続けた^{三七〇}。一党一派の私利ばかり追及しては、政
党内閣から人心が離れてしまうと武富は注意を促し、
現内閣の存在は立憲政治にとつて健全な発達を阻むも
のであると短く論じて降壇した。

政友会の大岡育造から反対意見が表明され、三木武
吉が盛んに野次を飛ばして議長の奥から注意を受け、
国民党の関直彦が賛成演説を行い、三土忠造がまた反
対の演説を行い、田淵豊吉が賛成演説、林毅陸が反対
演説を行って、ようやく関和知に出番が回ってきた
^{三七〇}。

関和知は、政府与党は「血の気を持って居らない海

鼠に等しき無感覺の人」となじり、この決議案は数によつて葬られるのではなく、その内容によつて国民に訴えるところがあると意義を強調した。さらに政府の実績はまったく無理想、無方針であり、多くの失政、悪政をなしてきたと非難した。

アメリカの排日問題が欧州大戦の講和会議をきっかけに再燃していると関和知は紹介する。人種問題を議題にするときに、十分な外交的交渉を事前に行うことなく、各国を、とりわけ英米を刺激したことに失策がある。日本は国際連盟の力で移民問題に影響を及ぼそうと企んでいるのではないか、とアメリカに疑念を抱かせた。「初めに彼等を刺戟して彼等を驚かし其結局に於て斯の如き所の龍頭蛇尾に終つた」と政府の交渉失敗を批判する。対支那の外交においても、日本は東洋における野心をもっていると誤解を受けている。優柔不断で主張すべきことも主張していない。「此内閣に依つて僅か二年半の間に、五十年の間帝国が心血を注いで築いた基礎を、全く根本から破壊せらるゝに至つた」

と断罪した。

そして、政友会の掲げた四大政綱がどれほど実現したかと問いかける。「龐大なる所の鉄道網」を提案したが、莫大な工費がかかると関和知が批判すると、「前に賛成したぢやないか」「黙れ」という叫び声が上がった。鉄道網のみを吹聴して国民が喜ぶだろうというのは「小兒に玩具を以て戯れるが如き態度」であり、そのようなものが政友会の掲げる四大政綱なのかとぶち上げた。それまで謹聴してきた議場もさすがに騒然となつてきた。政府は不景気となつて積極政策を消極に改めたという。今さら改めたというのは、あまりに浅見だと述べ、財政計画の基盤が薄弱であることは大蔵大臣自らが認めていると発言すると、議場は騒然となり、「諸君が積極政策の下に有ゆる問題を利用致して、国民に不渡の手形を發行して居る」、近い将来、当然、増税が強いられるだろうと関和知が告げると、議場からは「ノウ／＼」の声に混じつて「馬鹿を言ふな」などの野次が飛んだ。

さらに、関和知は官紀紊乱に矛先を向ける。さまざま
まな問題が惹起しているが林毅陸は内閣の責任ではな
いと言いつつ諷している。政友会諸君の道徳的觀念はいず
れにあるのか。南満州鉄道についても物議を醸し「醜
聞の府」となっている。このように外交、内政に問題
があり「秕政百出の内閣と云ふことは、実に此内閣よ
り外には無い」と述べて、関和知は憲政会からの拍手
と政友会からの罵声を浴びつつ降壇した。

ここで首相・原敬が登壇する。武富時敏の説明はよ
く聞き取れなかった。関直彦に対する反論は大岡育造、
三土忠造、林毅陸によつてつきている。だから多くを
論じる必要はないと切り捨てた。そして、次のように
述べた。「併ながら吾リの尊敬する所の関君、而も其御
援用相成つたることは、先年大隈内閣の当時御同様に
共に弾劾を致した時の言葉を御採用になつて居る、故
に此決議案の大体の趣意は関君に依つて説明せられた
ものと解釈致します、関君の御演説に就て一二申して
置きたいのであります」と、明確に関和知に標的を絞

つて反論をしかけてきた(四〇)。

原敬は関和知の出した例は事実として間違っている
と指摘し、たとえば尼港事件などに政府の失策、不注
意、怠慢はないと断言したため、議場は騒がしくなり、
原の声はたちまち聞き取れない有様となった。あちら
こちらから「聴えない」との苦情が発せられ、「議場の
整理は出来ませぬか」「議長議場の整理をしろ」などと
要望が発せられるが、一向に収まる気配はなかった。
原はそれでもかまわず発言をやめようとしな。議長
の奥は「静粛に——静にすれば聴えます」などと必死
に整理を試みる。とにかく原は演説を終えて降壇し、
岩崎勲より討論終結の動議が提案されたが、「賛成」「反
対」「何だか判らぬ」との叫び声が上がリ、議場は騒然
としたままであった。結局、議長の奥は起立させて賛
成多数を確認し、投票になんとか持ち込むことができ
た。投票総数四〇〇、可とする者一四一、否とする者
二五九で、野党側が提案した内閣不信任決議案は否決
された。時刻はすでに午後八時三〇分を回っていた。

(二) 国民教育の革命

一九二一（大正一〇）年三月二十六日、議院閉会の前日、関和知は議事の進行について議長に発言を求めた（四二）。議論が沸騰したとき互いに批評を加え、「殆ど聞くに忍びざる所の批評、時としては暴言」を聞くこともしばしばである。しかし、それは野党に限ったことではない。にもかかわらず、議長の奥繁三郎は憲政会の議員に注意、禁止、甚だしくは懲罰をもって臨むことが多い。これは公平な処置ではないと関和知は非難した。拍手と罵声が飛び交った。「公平なる議長は、宜しく此反対党少数党の立場に對して、少くとも同情を以て職務を執行せらるゝと云ふことが、当然の事であります」と述べ、少数党の批判に對して法でもって処罰するというのはやり過ぎであると注意を促した。さらに、「殆ど酔態を以て議場をうろつき廻つて、秩序を紊すと云ふが如きこと、言葉の上に於ても、其行の上に於ても、殆ど目に余る如き状態は、寧ろ憲政会に

在らずして、政友会に在るのであります」と批判し、公平な職務執行を議長に希望した。奥も「苟も一党を代表して関君より深切なる御警告でありますから、謹んで此御警告を守ります」と述べて、関和知の訴えを受け止めた。

こうして、第四四議會は翌日三月二十七日をもつて終了した。同日、憲政会は議員總會を築地精養軒に開いた。報告起草委員が箕浦勝人によつて指名され、例によつて関和知、そして、齋藤宇一郎、津原武、古屋慶隆、高田耘平が担当することになった。一同は晚餐を共にし、デザートを食べる頃、武富時敏が多数党の横暴や憲政会の責任を力説し、関和知も立ち上がり「總裁の馬前に斃るゝまで奮戦すべし」と訴えた（四三）。

数日後、三月三〇日午後二時より、憲政会は起草委員會を開き、午後五時半まで内容や分担などを話し合つた。関和知を中心に報告書を執筆する手はずとなり、各方面から資料が届けられた（四三）。また、四月七日午後一時から、憲政会は関東十州大会を上野精養軒に開

く。加藤高明総裁をはじめ黨員二〇〇〇余名が出席し、関和知ももちろん参加した。そして四月一五日午後二時より幹部会が開かれ、彼が起草した議会報告書が審議され、字句の修正などを施して完成となった。

その頃、三木武吉が社長となつて、憲政会の新しい機関誌『憲政公論』が創刊された。関和知は編輯顧問の肩書きで、さつそく「原内閣の暴政と上院の使命」という論考を載せた。「現内閣の如き、講和会議の失敗といひ、対米、対支外交の失敗は勿論、西比利政策の失敗の如き、世界公知の失敗である。然して、財政及経済政策の無為、無能に、加へて鉄道法案、道路、学校、あらゆる問題を、党勢拡張の手段に供し、甚だしきに到つては、最近暴露したる、満鉄問題、阿片問題等は明らかに、政府が自ら公器を弄んで私服を肥したるものであつて、斯くの如き政治上の悪徳は、到底、其の責任を免るゝ事の出来ない筈である」と原敬内閣を断罪した^(四四)。

続けて『憲政公論』第二号には、「議会政治更新の秋」

を載せている。第四四議会は政友会の失敗の総決算である。数多くの法案は通つたが、それは党略本位より出たものである。「その多数が、実際の道理の如何を顧ず、徒らに自己の党派の力となつて、その主張するところは黒白を弁へず政府を助けねばならないといふに到つては、決してその多数が神聖なる輿論を代表するものと言ふ事は出来ない」と述べ、外交政策、積極財政について批判したうえで、議事の進行についても一言し、「或人は曰ふ、第四十四議会は乱暴極まるものであつた。苟くも国政を論ずる議場が怒罵咆吼の修羅場を現出し、甚敷は人身攻撃に迄及んだのは唾棄すべきことであると」、そのとおりだが、それは野党のせいではないと弁明した^(四五)。

また、一九二二（大正一〇）年八月発行の『教育時論』で、来るべきワシントン会議について述べている。この会議では日英同盟が焦点となるだろう。ワシントン会議は各国の野心により招集されたものではなく、平和への理想に基づいている。これまでの日本の外交、

国内政治が英米に与えてきた誤解を解く機会となるろう。

「動もすれば我が帝国が軍国主義の国家とか第二の独逸とか云ひはやされて居る」と懸念を述べ、パリ講和会議の失敗が尾を引いていると説明する^{四六}。欧米人に対してあいまいな態度を取つてはならず、黙つて遠慮すればその善意が伝わるというものではない。「右顧左眈他の勢力を窺ひ事情に囚はれて曖昧不徹底の間に物事を糊塗せんとするが如き気風」は改めねばならぬいと注意を促した^{四七}。

一方、機関誌『憲政公論』の鎗夏号では読者投票が行われていた。憲政会で内閣を組織するとすれば、だれを大臣にすべきかを問うたものである。内務大臣・若槻礼次郎や大蔵大臣・浜口雄幸らとともに、関和知は文部大臣に選ばれている。「僕の文部大臣当選など甚だ危険千万な投票の結果である。誰か他に適当な候補者も有つたらう」と恐縮しつつ、従来の教育は官僚式で従順で卑屈な機械的国民を生みだしていると批判し、権力の前に服従する、さらに言えば悪政であつて

も無関心な、動物を作るような教育方針を根本から改革したいと抱負を語つた^{四八}。

これに気をよくしたのか、関和知はさらに『憲政公論』一〇月号に「国民教育の革命」と題した論文を寄せた^{四九}。政治、社会、経済にいかなる問題が起こつていても国民は無関心であり、「本来、立憲政治の素養なき国民には、政党内閣の何物たるかを知明せず、国民の権利が如何なる性質のものたるかを識別するの能力なきことは云ふを俟たず」と国民批判を展開する。満鉄事件やアヘン事件、東京市の疑獄など原敬内閣の政治が俗悪無比であるのに対し、国民からの反響は乏しいと嘆き、藩閥官僚政治家によって明治の初めより教育は忠君愛国を鼓吹するばかりでなく、国民の独立、思想の自由を撲滅することに努めてきたと、その原因を教育に求めた。さらに、原は特権階級に媚を売り高等教育の拡張を優先し、国民教育である初等、中等教育を犠牲にしていると述べ、現政権への批判でこの論考を締めくくつてゐる。

憲政会は一九二二（大正一〇）年九月二六日午後一時より本部において政務調査会を開き、関和知も含め三〇人ほどが出席し、「国民教育費節約に関する件」を話し合っている。関和知もここで意見を述べ、決議案の起草は関和知と大津淳一郎、高田耘平、正木照蔵、高橋久次郎の五人で行うことになった。そして、若槻礼次郎も参加して協議した結果、「国民教育を改善し其の内容を充実する為め国庫の負担を増加すると共に市町村経済の緩和を図るは我党多年の主張」という決議を採択した（五〇）。

（三）斃るゝまで奮戦すべし

第四四議会の報告を行う憲政会の大演説会が、一九二二（大正一〇）年四月四日午後六時より、神田基督教青年会館において開催された。三木武吉、頼母木桂吉らとともに関和知も壇上にのぼった。約一五〇〇人が参集した。四月七日は午後一時より上野精養軒で憲政会の関東大会が催される。加藤高明総裁をはじめ三

〇〇〇余名が結集した。総裁の演説に続き、若槻礼次郎、箕浦勝人が登壇した。四月一九日に地方遊説の担当が決定する。関和知は、清水留三郎とともに福島県へ派遣されることになった（五一）。憲政会は本部にて五月九日午後二時より幹部会を開き、関和知も参加している。遊説の日程を決め、福岡県に五月一日より三日間、五月二〇日には神奈川県都筑郡津田村へ、五月二一日には八王子市、五月二五日には大阪での近畿大会へ向かうことになった（五二）。

その近畿大会は予定どおり五月二五日午後二時、大阪市中央公会堂で始まり、約四〇〇〇人がつめかけ、来会者多数のため開始一時間前には門を閉じざるを得ない大盛況となった。立食パーティーのあと、午後六時より始まった大演説会には聴衆約三〇〇〇人が集まった。若槻礼次郎、永井柳太郎らとともに関和知も登壇し、最後は憲政会万歳の連呼とともに無事、閉幕した。翌月六月八日も、関和知と三木武吉は岐阜県大垣市の演説会に駆けつけた。

一九二一（大正一〇）年六月一八日午後一時、築地精養軒において綱紀肅正有志大会が催され、参加者は約六〇〇人を数えた。この日は、政友会の壮士が殴り込みをかけ乱暴を働いたため会場が混乱し、数名の負傷者を出した^{五三}。関和知は河野広中、箕浦勝人らとともに次の大会の実行委員に指名された。六月二五日にはその委員会が芝和合俱樂部で開かれる。再び、七月三日、綱紀肅正の大会が午後一時より芝浦埋立地において開催された。定刻前より参加者が続々と押し寄せ、駅から会場までの道を埋め尽くした。政友会系の壮士などが妨害するのではないかとの恐れから、警察官二〇〇人が警戒にあたっていた。『万朝報』の斯波禎吉が開会の挨拶を行い、憲政会からは関和知、小泉又次郎らが演説を行った。

今度は名古屋へ足を運ぶ。七月八日午後二時より御園座において憲政会の東海十一州大会が開催された。加藤高明総裁をはじめ関和知、浜口雄幸、望月小太郎らが二〇〇〇余名の聴衆とともに参加した。閉会後も

市内四か所で演説会が開かれ大盛況となった。七月二〇日、ようやく地元の千葉県に戻り、関和知は三木武吉、早速整爾とともに佐倉町での演説会に臨んだ。その三日後、七月三日は福島県郡山町での演説会に早速と出席し、次いで、七月二五日から二七日まで東北地方を関和知は浅賀長兵衛らと遊説する。八月二日は千葉県舟橋町で浜口と演説会に臨んだ。九月一〇日は大阪へと旅立つ。さらに、九月一日から四日間、関和知は熊本へ市会議員の応援に向かった。

一九二一（大正一〇）年九月二六日午後二時より、憲政会は本部で政務調査会を開いた。関和知も含め三〇人ほどが出席した。議題は「国民教育費に関する件」で、関和知も積極的に意見を出し^{五四}、声明書が作成され、この件について運動を開始することになった。同日、午後七時から幹部役員連合晩餐会が催され、加藤高明総裁をはじめ幹部が列席した。

一〇月七日午後四時から幹部会が開かれ、種々の懇談を重ねた結果、地方遊説については一〇月一五日よ

り一八日まで、福岡県下の遊説に関和知を派遣するところが決定した^(五五)。一方、一〇月二二日、福島県第四区の補欠選挙に対し、憲政会は栗山博を推すことを内定し、支部からの正式な決定を受けしだい一〇月二八日、二九日に演説会を開いて応援することに決め、浜口雄幸と関和知を派遣する計画を立てた^(五六)。

こうしたなか、一九二一（大正一〇）年一〇月三日付の『東京朝日新聞』に、関和知は原敬の演説を批判する談話を載せている。原は甲府における演説でワシントン会議に国民が狼狽したかのごとく述べたが、狼狽したのは政府自身だろう。内政についても抽象的な議論を試みているがなんら経緯がないのであるから、諸種の批判が起こるのはむしろ当然であると述べ、「首相が演説の末段に於て国民の自覚を促せるは本末顛倒」として、逆に政府の自覚を促している^(五七)。

一月一〇日、関和知は三木武吉とともに関西へ出張している。一月下旬、関和知は永井柳太郎とともに市議選を応援するため金沢市にいた。選挙期日が政

友会の策略で判明せず、一二月二二日に改めて浜口雄幸を特派する手はずとなった^(五八)。また、滋賀県の大津市議選にも、関和知は片岡直温とともに派遣されることになった。

一九二一（大正一〇）年二月四日、午後一時半から二番町の加藤高明自邸において開かれた最高幹部会に関和知も出席した。おもに普選問題が話し合われた。『憲政』の記事は伝聞ではあるが次のように伝えている。「彼の「独立の生計」といふ枝葉末節の問題に妙な行き懸りが出来て居る為め自発的に之を削除することに決定した」^(五九)。ついに普選運動に突破口が開かれた。

四 おわりに

憲政会総裁・加藤高明は一九二〇（大正九）年六月の臨時大会で総務の一人に関和知を指名した。幹部として認められた関和知は、総選挙後の特別会で再び衆

議院の第一線に立つ。七月一〇日、内閣不信任決議案での演説は、普通選挙を前面に押し出しているの主張であった。原敬が社会の秩序を脅かすという理由で普通選挙を拒絶するのは、特権階級を擁護するに等しいと述べ、前議会で議論すらさせず解散に持ち込んだ手法は不当であると批判、さらに、小選挙区制によつて多数を確保して「輿論」であるという理屈は卑怯であると訴えた。

憲政会の普通選挙法案は、いまだ「独立の生計」を営む者という条件を課したままであった。一九二二（大正一〇）年一月一〇日に開かれた幹部と幹事の連合会において、「独立の生計」には質問が続出している。この条件に納得のいかない田川大吉郎、大竹貫一らは尾崎行雄、島田二郎を交えて急進派を形成し、幹部らと交渉を行うにいたる。総裁の加藤高明は毅然とした対応をとらず、総務を中心とした幹部に交渉を一任した。関和知は「独立の生計」という条件を課することに反対であったが、国内外で重要な問題が山積みしていると

きに、党内で紛争を起こしてまで足並みを乱すべきではないと考えていた。若槻礼次郎の回想にも、積極的に「独立の生計」という条件を支持した形跡は見当たらない。むしろ、幹部側は加藤高明と急進派のあいだにあつて解決に苦慮していたのである。結局、憲政会の普通選挙法案に急進派は反対しないが、署名もしないという妥協案で、尾崎らを説き伏せた。

そして、一九二二（大正一〇）年二月三日、憲政会の普通選挙法案について、総務の関和知が代表して提案の演説を行った。先に国民党が普通選挙法案を提案し、政友会の多数によつて否決されていた。関和知の演説が終わったとき、憲政会の田川大吉郎が、国民党と同じ内容の提案を行うのは憲法違反だと訴えて、議場を大混乱に陥れた。さらに尾崎行雄が田川に賛成し、憲政会の面目は丸潰れとなった。そこへ無所属倶楽部の佐々木安五郎が、憲政会の提案になぜ全員の署名がないのかと追及し、急進派との妥協点を破壊してしまふ。事ここに至つて、憲政会にははや交渉の余地を

失い、田川と尾崎を除名処分とする。

二月一六日の本会議では、憲政会、国民党、無所属倶楽部は三派連合を結成し、内閣不信任案を提出している。関和知はパリ講和会議の失敗、鉄道を始めとする積極政策の失速、さらには原敬内閣の官紀紊乱を非難した大演説を行った。原も明確に関和知に標的を定めて反論している。このように、普通選挙以外では、野党側は連合を組むことができた。

第四四議會終了後の、関和知の論説に普通選挙はほとんど登場しない。原敬内閣における対米、対支外交の失敗、鉄道や高等教育など積極政策の無為、無能を指摘し、政友会の党略本位がこうした失政を招いたと批判した。その多数が輿論を代表するものではないと関和知は説明するが、そこに普通選挙への言及はなかった。むしろ、彼の政論はこうした失政を看過する国民の批判へ向けられた。その改善策として、初等中等教育の充実を訴え、国民教育の改善をこそ強調したのである。

このように憲政会総務となった関和知は、第四四議會において、普通選挙を前面に押し出す方向へ舵を切ったのであるが、やはり「独立の生計」が足かせとなり、田川大吉郎、尾崎行雄の反乱により冷や水を浴びせかけられた。総裁の加藤高明はこの条件を「過渡的なもの」と捉えていたという^{六〇}。だとすれば、彼は条件を外す時機を見誤ったといえるだろう。

幹部側は田川や尾崎、島田三郎を引き留めようと妥協点を模索していた。彼らの除名、離党は意図せざる結果であった。急進派の放逐により党内が安定したという解釈も可能だが、「独立の生計」に納得できない議員は数多く残されており、単に沈静化したと見ることもできる。若槻礼次郎は『古風庵回顧録』で「黨員の大多数は、もうここまできては、純然たる普選で進む外はないというので、この総裁の独立生計論をめぐって、長い間かなり「たごたした」と回想している^{六一}。

関和知は第四四議會終了後は、普通選挙を積極的に論じることができず、幹事長時代の論点、とりわけ政友

会の失政を看過する国民の改造、すなわち国民教育へとその訴えが逆戻りしている。

とはいえ、一九二二（大正一〇）年末、ついに総裁・加藤高明も折れ、普通選挙法案から「独立の生計」という条件が外された。まずは達磨落とし高橋是清内閣の撲滅、そして、海軍大将・加藤友三郎、退役海軍大将・山本権兵衛の内閣が関和知の前に立ち塞がる。彼は憲政会から臨時法制審議会への出席を任され、いよいよ普通選挙法案の実質を定めるべく最前線へと出陣するのであるが、その行く末についてはいずれ稿を改めて論じよう。

- (一) 岡義武『転換期の大正』岩波書店、二〇一九年、二二二頁。
- (二) 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治——天政党制への道』山川出版社、二〇〇六年、一三〇頁。
- (三) 河崎吉紀『憲政会幹事長の政治演説——原敬内閣期における関和知』『評論・社会科学』、一九九号、二〇〇二年。
- (四) 前掲、奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』、一三二頁。
- (五) 『東京日日新聞』一九二〇年七月二日、一面。
- (六) 『東京朝日新聞』一九二〇年七月二日、五面。

(七) 同書、五面。

(八) 『憲政会史』憲政会史編纂所、一九二六年、二五七頁。

(九) 『第四十三回帝国議会 衆議院議事速記録第八号』『官報号外』一九二〇年七月一日、一四四頁。

(一〇) 同書、一一五—一二七頁。

(一一) 同書、一一四—一二六頁。

(一二) 『東京朝日新聞』一九二〇年七月二日、五面。

(一三) 同書、二面。

(一四) 前掲、『第四十三回帝国議会 衆議院議事速記録第八号』、一二七—一二九頁。

(一五) 『東京朝日新聞』一九二〇年七月二日、五面。

(一六) 『東京朝日新聞』一九二二年一月二日、二面。

(一七) 『東京朝日新聞』一九二二年一月四日、二面。

(一八) 関和知『向上—路甚だ遅々』『日本及日本人』七九九号、一九二二年、一四九頁。

(一九) 『読売新聞』一九二二年一月二五日期刊、二面。

(二〇) 同書、二面。

(二一) 『東京日日新聞』一九二二年一月六日、二面。

(二二) 同書、二面。

(二三) 『読売新聞』一九二二年一月八日期刊、二面。

(二四) 『東京朝日新聞』一九二二年一月九日、二面。

(二五) 同書、二面。

(二六) 『東京朝日新聞』一九二二年一月二〇日、二面。

(二七) 『東京朝日新聞』一九二二年一月二二日、二面。

(二八) 若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史——古風庵回顧録』講談社、一九八三年、一三五頁。

(二九) 『第四十四回帝国議会 衆議院議事速記録第十号』『官報号外』一九

- 二二年二月四日、一八八一—一九一頁。
 (三〇) 同書、一九一一—一九五頁。
 (三一) 『東京朝日新聞』一九二二年二月四日朝刊、二面。
 (三二) 同書、五面。
 (三三) 『読売新聞』一九二二年二月四日、二面。
 (三四) 『東京朝日新聞』一九二二年二月四日朝刊、五面。
 (三五) 同書、二面。
 (三六) 『大阪毎日新聞』一九二二年二月四日朝刊、二面。
 (三七) 『憲政公論』一卷二号、一九二二年、三六頁。
 (三八) 『第四十四回帝國議會 衆議院議事速記録第十六号』、『官報号外』一九二二年二月二〇日、三三八頁。
 (三九) 同書、三四三—三四九頁。
 (四〇) 同書、三五〇頁。
 (四一) 『第四十四回帝國議會 衆議院議事速記録第二十五号』、『官報号外』一九二二年三月二六日、九三二—九三三頁。
 (四二) 前掲『憲政公論』、三二〇頁。
 (四三) 『読売新聞』一九二二年四月二日朝刊、一面。
 (四四) 関和知『原内閣の暴政と上院の使命』、『憲政公論』一卷二号、一九二一年、一一—一二頁。
 (四五) 関和知『議會政治更新の秋——存立生命を失へる現内閣』、『憲政公論』一卷二号、一九二二年、一一—一三頁。
 (四六) 関和知『太平洋會議と国民的反省』、『教育時論』一三〇九号、一九二一年、二頁。
 (四七) 同書、四頁。
 (四八) 関和知『根本から改革して見たい』、『憲政公論』一卷五号、一九二二年、一〇頁。
 (四九) 関和知『国民教育の革命』、『憲政公論』一卷七号、一九二二年、二—

六頁。

- 五〇 『憲政』四卷七号、一九二二年、四〇—四二頁。
 五一 『憲政公論』一卷二号、一九二二年、三九頁。
 五二 『憲政公論』一卷三号、一九二二年、四〇頁。
 五三 『布哇報知』一九二二年六月二〇日、一面。
 五四 前掲『憲政公論』、三四九頁。
 五五 『東京朝日新聞』一九二二年一〇月八日朝刊、一面。
 五六 『東京朝日新聞』一九二二年一〇月五日朝刊、二面。
 五七 『東京朝日新聞』一九二二年一〇月三日朝刊、一面。
 五八 『東京朝日新聞』一九二二年一月二六日朝刊、三面。
 五九 『憲政』五卷一号、一九二二年、五五頁。
 六〇 前掲 奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』、一三二—一三三頁。
 六一 前掲 若槻礼次郎『明治・大正・昭和政界秘史』、一三五頁。

【付記】

本研究は、科学研究費基盤研究(B)「近代日本の政治エリート輩出における「メディア経験」の総合的研究」(代表者・佐藤早己、研究課題20H04482)の助成を受けたものです。